

# えべつ生活応援商品券発行運営業務委託に関する公募型プロポーザル 応募要領

## 1 委託業務名

えべつ生活応援商品券発行運営業務

## 2 選定の方法

えべつ生活応援商品券事業を実施するに当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により、受託者を選定する。

## 3 委託業務の概要

### (1)業務内容

えべつ生活応援商品券発行運営業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)を参照のこと。

### (2)委託期間

契約締結日から令和9年1月29日(金)まで(予定)

### (3)契約上限額

311,921千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、配付型商品券の額面相当額及びプレミアム付商品券のプレミアム相当額を除く。

また、8「参加申込書等の提出」(6)③に記載する郵送料及び振込手数料を含む。

### (4)委託者

江別市経済部商工労働課

### (5)支払方法

受託者は、業務完了後に提出する報告書等の検査終了後、委託料を江別市に請求するものとし、江別市は、受託者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

ただし、市が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受託者は委託料の概算払いを請求することができる。

## 4 日程及び期限

内 容	日程・期限
公募開始(公告)	令和8年1月23日(金)
基本仕様書等の交付	令和8年1月23日(金)～令和8年2月12日(木)
質問の受付	令和8年2月5日(木)午後5時まで
質問の回答	随時回答、最終：令和8年2月9日(月)までに回答
参加申込書等の提出期限	令和8年2月13日(金)午後5時まで
ヒアリングの実施	令和8年2月20日(金)予定
審査結果の通知	令和8年2月27日(金)予定
委託契約の締結	令和8年3月初旬予定

## 5 仕様書等の交付方法

令和8年1月23日(金)以降、江別市ホームページからダウンロードするか、江別市経済部商工労働課、江別市本庁舎案内窓口又は市大麻出張所において交付する。

## 6 参加資格

本案件に参加できる者は、以下のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 北海道内に事業所（本社、支店又は営業所若しくは拠点）があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号に掲げる者でないこと。
- (3) 代表者、役員及び従業員が暴力団（江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者は除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者は除く。）でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 過去10年以内に、プレミアム付商品券に関する業務を受託又は主催した実績がある者であること。

## 7 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等について不明な点がある場合には、質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

### (1) 受付方法

質問書（様式4）を、令和8年2月5日（木）午後5時までに電子メールで送信すること。電子メールの件名は、「プロポーザル質問」とし、送信後に、電話で着信を確認すること。なお、電話や窓口等での質問は受け付けない。

商工労働課電子メールアドレス : shoko@city.ebetsu.lg.jp

### (2) 提出期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月5日（木）午後5時まで

### (3) 回答方法

質問書への回答については、令和8年2月9日（月）までに行うものとする。

なお、質問者には電子メールで回答するとともに、その内容について江別市ホームページに掲載する。

## 8 参加申込書等の提出

### (1) 提出方法

江別市経済部商工労働課まで郵送又は持参すること。郵送の場合は令和8年2月13日（金）必着とする。持参時は土日祝日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。

### (2) 提出書類

- ①企画提案参加申込書(兼応募資格審査申請書)(様式1)
- ②企画提案書(様式自由)
- ③見積書(様式自由)

④受託等実績書(様式2)

⑤誓約書(様式3)

⑥国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書（各直近1年分）

(3) 提出部数

(2)の①、⑤、⑥は各1部

(2)の②～④は各5部

(4) 提出期限

令和8年2月13日(金)午後5時

※提出期限後の参加申込書等の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届(様式5)を持参又は郵送の方法により、江別市経済部商工労働課に提出すること(郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること。)。

(6) 留意事項

①企画提案書は仕様書を参照の上、任意様式で下記の事項を記載すること。なお、中小企業者支援の観点から、市内企業への優先的な発注等、地域貢献についても配慮した提案とすること。

- ・会社概要について
- ・商品券の作成(偽造防止加工の方法、検品方法、納品までの管理体制等)
- ・取扱店の募集及び登録について(運営、広報等)
- ・配付型商品券及びプレミアム付商品券購入引換券の発送方法について(運営、広報等)
- ・プレミアム付商品券の販売について(再委託先との連携、商品券や販売代金の管理方法等)
- ・商品券の換金について(換金方法、スケジュール、申請からの送金期間等)
- ・業務体制全体図や業務工程について
- ・問合せへの対応について(問合せ対応の方法・体制等)
- ・アンケートの内容及び報告書について(アンケート項目、分析方法等)
- ・地域貢献について
- ・その他提案事項(独自提案等、特にアピールしたい事項)

②企画提案書に記載する業務工程表は、実施スケジュールが具体的にわかるように記載すること。

③見積書(任意様式)は、具体的な積算内訳書を添付すること。ただし、配付型商品券及びプレミアム付商品券購入引換券の送付にかかる郵送料並びに換金にかかる振込手数料は、実績件数に応じて委託料と合わせて、別途、支払う予定であるので、これら作業に係る経費については、その他費用と見積書を分けて作成すること。

また、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた額とすること。

④納税証明書は、発行日が公告日以降の日付の原本に限る。

## 9 選定方法等

(1) 審査体制

選考委員が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を選定する。

## (2) 審査方法

選考委員は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに審査し、総合点数により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を選定する。なお、総合点数が同じ場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。

ただし、審査をした結果、合計点が満点の6割に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

## (3) ヒアリングの実施

令和8年2月20日(金)を予定

発表時間は1事業者につき20分以内(内容説明15分以内、質疑応答5分以内)とする。

なお、詳細な日時・場所については後日、様式6により通知する。

## (4) 評価項目

別紙「えべつ生活応援商品券発行運営業務プロポーザル選定評価項目及び評価内容」のとおり。

## (5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①参加申込書等の提出までに「6 参加資格」を満たさない場合
- ②契約当日までに「6 参加資格」を満たさなくなった場合
- ③期限までに必要書類が提出されなかった場合
- ④提出書類に虚偽があった場合
- ⑤契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑥提案者が個別に委員会の委員と接触を持つ等、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑦提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑧その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

## (6) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、ヒアリングに参加する事業者を選定することがある。

## (7) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書(様式7又は8)により通知し、江別市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

# 10 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容(見積内容を含む。)をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとする。

# 11 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、選考会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。なお、企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第2号又は第4号の規定により、開示の対象としないものとする。
- (8) 審査において知り得た情報(周知の情報は除く。)は、当該目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

## 1.2 提出先・問合せ先

江別市経済部商工労働課 （担当：中島・佐久間）  
〒067-8674 江別市高砂町6番地 TEL : 011-381-1023  
電子メール：shoko@city.ebetsu.lg.jp

別紙

えべつ生活応援商品券発行運営業務プロポーザル選定評価項目及び評価内容

評価項目	評価基準		配点
事業実施体制	(1)	委託業務全般を適正かつ確実に遂行するための知見やノウハウ等を十分に備えているか。	15点
	(2)	状況に応じて、市と協議の上柔軟な対応が可能か。	
	(3)	専用ホームページの開設等、事業の周知が徹底され、また、コールセンターの設置等により、市民または取扱店等からの問合せに適切に対応できる体制か。	
	(4)	業務スケジュールが適切であり、確実な事業遂行が可能な実施体制か。	
商品券関係	(1)	商品券の偽造防止加工の方法、検品方法、納品までの管理体制は妥当か。	10点
	(2)	商品券・引換券の市民への発送方法及び時期が適切であるか。	
	(3)	市民が購入・使用する際、事前に取扱店一覧を確認できるよう十分配慮されているか。また、配付型商品券とプレミアム付商品券の区別が明確な周知となっているか。	
	(4)	商品券購入引換券が市民と販売店にとってわかりやすい内容になっており、また、販売代金の入金等、再委託先と緊密な連携体制を構築できるか。直接販売をする際の商品券や販売代金の管理体制は適切か。	
参加店舗関係	(1)	参加店舗の募集方法が効果的で、かつ、取扱店の周知方法は妥当か。また、参加店舗の適切な審査・登録方法となっているか。	20点
	(2)	参加店舗向けの説明会実施やマニュアル作成など、事業内容及び遵守してほしい事項について適切に伝えることができる体制となっているか。	
	(3)	取扱店の換金負担が軽減される方法となっているか。取扱店の資金繰りに配慮した換金スケジュールになっているか。	
	(4)	参加店舗で使用する決済に必要なツール及び販促物等が十分なものであるか。	
利用者関係	(1)	物価高騰対策として、早期に実施できる内容となっているか。	20点
	(2)	商品券配付・販売対象者への周知が効果的で、多くの市民から購入が見込めるか。	
	(3)	商品券の利用方法など、市民の利便性を考慮した提案となっているか。	
経済効果等	(1)	地元業者へ優先的発注する等、地域に幅広く効果が波及することを意識した提案となっているか。	15点
	(2)	アンケートの項目・分析方法は、売上の変化、消費行動及び消費効果額等を把握し、事業効果を適切に検証する内容となっているか。	
提案見積額	(1)	各業務に係る経費の内容が明確に示されているか。また、費用削減に努め、提案内容に見合った見積金額であるか。	20点

※ 合計点の6割に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。